

総

括

I 総括

1 沿革

昭和 16 年 10 月	設置認可（設置指令厚生省千人第 398 号）（昭和 16 年 10 月 6 日）
昭和 18 年 6 月	夷隅郡の大半及び安房郡の一部を管轄して勝浦町（現在地）で業務を開始する。（昭和 18 年 6 月 27 日）
昭和 19 年 12 月	鴨川保健所の新設に伴い、安房郡の一部を分離、茂原保健所管轄であった夷隅郡の一部を吸収して夷隅郡全域を管轄する。（7 町 15 村 人口 115,000 人）
昭和 23 年 5 月	保健所細菌試験室 41.25 m ² 竣工
昭和 26 年 11 月	勝浦町大火 罹災民の医療救助、伝染病予防を期する。
昭和 27 年 2 月	大原北町に犬抑留所 30.52 m ² 、付属倉庫 11.55 m ² を新設
昭和 28 年 3 月	保健所事務室 115.5 m ² を増築
昭和 30 年 6 月	勝浦保健所大多喜試験室 267.3 m ² を大多喜町字上南部に開設
昭和 37 年 6 月	旧犬抑留所を廃止し、大原町深堀に新しく犬抑留所竣工
昭和 40 年 3 月	組織改正により総務課、保健指導課、予防課、衛生課の 4 課体制となる。
昭和 44 年 4 月	保健所新庁舎竣工
昭和 45 年 3 月	大多喜衛生試験室閉鎖
昭和 46 年 1 月	大原町深堀の犬抑留所、管理室を廃止し大原町新田に新設
昭和 51 年 3 月	保健所検査室 33.6 m ² を増設
昭和 55 年 5 月	大原町新田の犬抑留所施設を廃止し大原町下布施に新設
平成 8 年 2 月	犬焼却炉・燃料庫解体撤去
平成 9 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、検査班、食品衛生班、環境衛生班の 1 課 6 班体制となる。
平成 12 年 4 月	組織改正により総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課の 5 課 1 班体制となる。
平成 16 年 4 月	組織改正により勝浦保健所と夷隅支庁社会福祉課が統合し、「夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）」となる。 庁舎は旧勝浦保健所庁舎を増改築して使用 組織は、総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制
平成 17 年 12 月	夷隅町・大原町・岬町が合併し「いすみ市」が発足
平成 18 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課の 3 課体制となる。
平成 20 年 4 月	検査業務分担の見直しにより、総務企画課から検査業務が廃止され長生健康福祉センター（保健所）検査課が実施することとなる。
平成 24 年 7 月	庁舎の耐震改修工事に伴い仮庁舎へ移転 （勝浦市墨名 651-1 MK 第二ビル 3 階）
平成 25 年 8 月	庁舎の耐震改修工事完了により本庁舎で業務を開始する。
平成 29 年 4 月	組織改正により総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活支援課の 4 課体制となる。

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	北 原 圭 三 (兼)	昭和 18. 7. 20 ～	20 代	鈴 木 弘 一	平成 5. 4. 1 ～
2 代	宇田川 英 敏	昭和 19. 5. 6 ～	21 代	堀 部 治 男 (兼)	平成 6. 4. 1 ～
3 代	村 田 四 郎 (兼)	昭和 20. 6. 19 ～	22 代	井 上 孝 夫	平成 6. 7. 1 ～
4 代	宇田川 英 敏	昭和 21. 2. ～	23 代	内 田 佐太臣 (兼)	平成 8. 4. 1 ～
5 代	宮 社 亨 (兼)	昭和 21. 6. 19 ～	24 代	碧 井 猛 (兼)	平成 10. 4. 1 ～
6 代	橋 本 程 次	昭和 21. 8. 16 ～	25 代	中 村 恒 穂	平成 11. 4. 1 ～
7 代	島 村 多之助	昭和 23. 5. 15 ～	26 代	伊 藤 清 臣	平成 14. 4. 1 ～
8 代	遠 藤 真 三	昭和 29. 4. 23 ～	27 代	藤 木 哲 郎 (兼)	平成 16. 4. 1 ～
9 代	本 田 保 三 (兼)	昭和 36. 10. 16 ～	28 代	松 本 良 二	平成 16. 7. 11 ～
10 代	田 部 正 孝 (兼)	昭和 37. 1. 16 ～	29 代	土 戸 啓 史	平成 19. 4. 1 ～
11 代	稲 田 正 実	昭和 37. 4. 1 ～	30 代	大 野 由記子	平成 21. 4. 1 ～
12 代	斉 藤 実	昭和 43. 4. 1 ～	31 代	松 本 良 二	平成 24. 4. 1 ～
13 代	鈴 木 貞 三 (兼)	昭和 50. 5. 17 ～	32 代	鎗 田 和 美	平成 27. 4. 1 ～
14 代	斉 藤 実	昭和 52. 4. 1 ～	33 代	大 野 由記子 (兼)	平成 31. 4. 1 ～
15 代	斉 藤 実 (兼)	昭和 55. 4. 1 ～	34 代	池 田 凡 美	令和 2. 4. 1 ～
16 代	斉 藤 実	昭和 56. 6. 16 ～	35 代	松 本 良 二	令和 3. 4. 1 ～
17 代	小 倉 敬 一 (兼)	昭和 62. 3. 31 ～	36 代	鎗 田 和 美 (兼)	令和 4. 4. 1 ～
18 代	西 村 明	昭和 62. 10. 1 ～	37 代	市 田 美 保	令和 5. 8. 1 ～
19 代	森 尾 昭	平成 3. 4. 1 ～			

2 概 要

管内は、勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町の2市2町からなり、その総面積は406.18平方キロメートルである。

東部は海岸線が太平洋に接し、西部は上総丘陵の尾根を境にして君津市、市原市に、南部は清澄山系を境に鴨川市に、北部は長生郡にそれぞれ接している。

気候は温暖で雨量も多く、海岸地帯は起伏が多く、景勝地と海水浴場に恵まれた通年型の観光地で、特に夏期は海水浴客で賑わっている。

生活形態は、農山漁村型に属し、令和7年4月1日現在（千葉県年齢別・町丁字別人口）の世帯数は32,355世帯、人口は64,248人で、人口密度は低く過疎地帯であるとともに、人口の高齢化率は年々上昇し、65歳以上の人口の割合は平均45.2%に達しており、県内で最も高い水準となっている。

県下有数の観光地であり、毎年多数の観光客が海や里山に訪れ、宿泊施設や飲食店、特産品の直売所等を利用することから、各施設の食品衛生、環境衛生の向上を図っている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

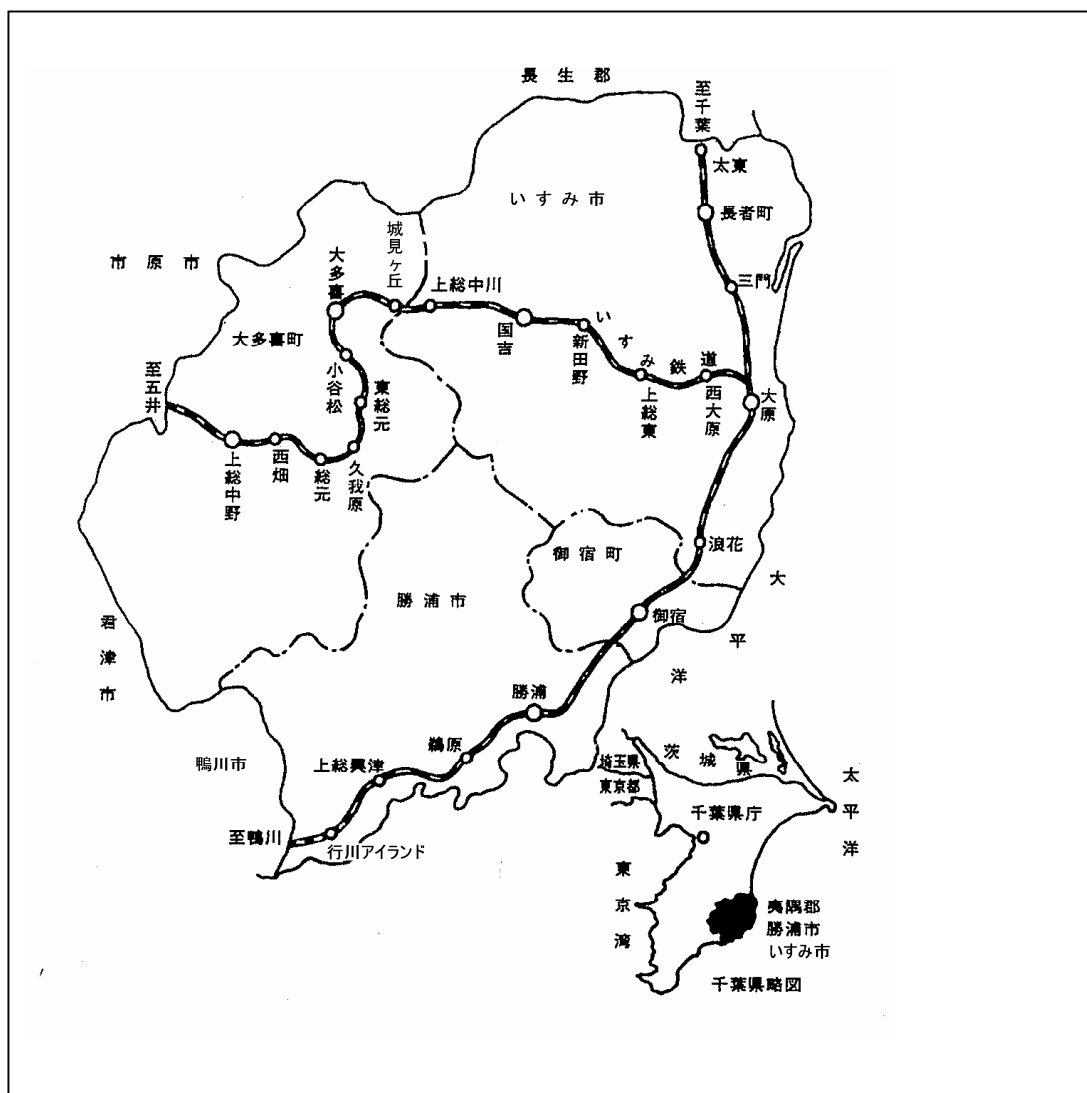
区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	28,376	61,734	151.9	406.18
勝 浦 市	7,589	14,903	158.6	*93.96
いすみ市	14,421	32,602	206.9	157.50
大多喜町	3,302	7,907	60.8	129.87
御 宿 町	3,064	6,322	254.4	*24.85
県 総 数	2,954,240	6,277,188	1217.3	5,156.48

出典：(人口) 令和7年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和7年全国都道府県市区町村別面積調(10月1日時点)

*勝浦市及び御宿町は、境界の一部が未定のため参考値

図3－(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3－(2)－アのとおりで、令和7年の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口は7.2%、15歳～64歳までの生産年齢人口は47.5%、65歳以上の老年人口は45.3%で、県総数(11.0%・61.4%・27.6%)に比し、年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高くなっている。

管内の令和7年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3－(2)のとおりである。

表3－(2)－ア 年齢構成の推移

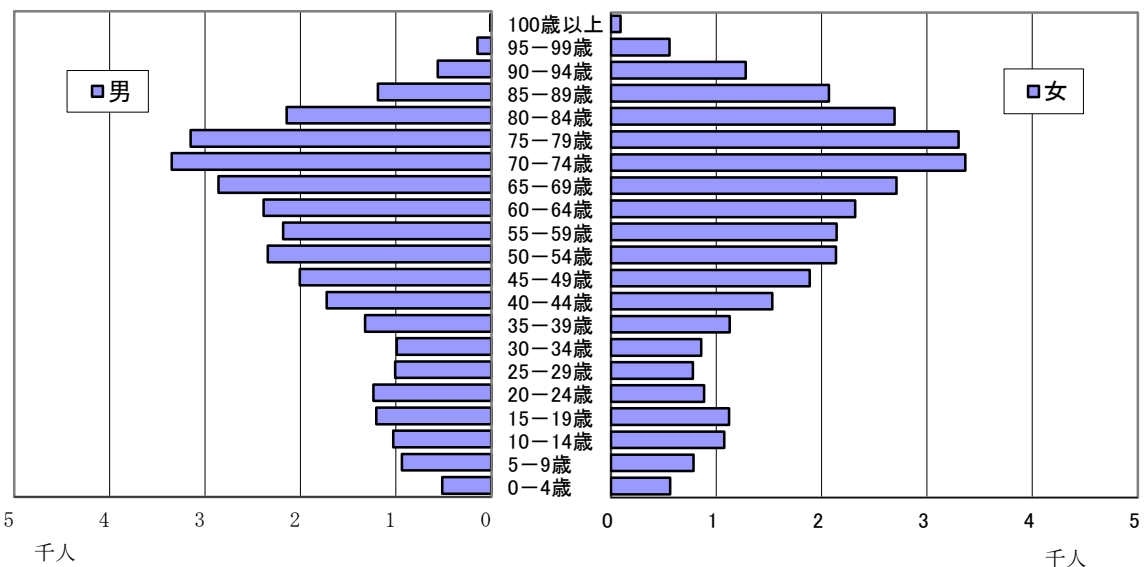
(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	22	82,781	8,039	(9.7)	47,737	(57.7)	27,005	(32.6)	－	－
	27	77,392	6,808	(8.8)	41,390	(53.5)	29,194	(37.7)	－	－
	2	70,811	5,764	(8.1)	34,939	(49.3)	30,108	(42.5)	－	－
	5	66,863	5,166	(7.7)	32,013	(47.9)	29,684	(44.4)	－	－
	6	65,565	4,903	(7.5)	31,191	(47.6)	29,471	(44.9)	－	－
	7	64,248	4,646	(7.2)	30,506	(47.5)	29,096	(45.3)	－	－
勝浦市	22	21,091	1,831	(8.7)	12,424	(58.9)	6,836	(32.4)	－	－
	27	19,299	1,482	(7.7)	10,515	(54.5)	7,302	(37.8)	－	－
	2	17,055	1,195	(7.0)	8,438	(49.5)	7,422	(43.5)	－	－
	5	15,868	1,010	(6.4)	7,553	(47.6)	7,305	(46.0)	－	－
	6	15,465	957	(6.2)	7,276	(47.0)	7,232	(46.8)	－	－
	7	15,030	892	(5.9)	7,028	(46.8)	7,110	(47.3)	－	－
いすみ市	22	42,753	4,413	(10.3)	24,840	(58.1)	13,500	(31.6)	－	－
	27	40,365	3,869	(9.6)	21,841	(54.1)	14,655	(36.3)	－	－
	2	37,500	3,354	(8.9)	18,914	(50.4)	15,232	(40.6)	－	－
	5	35,651	3,026	(8.5)	17,531	(49.2)	15,094	(42.3)	－	－
	6	35,075	2,886	(8.2)	17,182	(49.0)	15,007	(42.8)	－	－
	7	34,468	2,756	(8.0)	16,877	(49.0)	14,835	(43.0)	－	－
大多喜町	22	10,836	1,128	(10.4)	6,239	(57.6)	3,469	(32.0)	－	－
	27	9,910	910	(9.2)	5,377	(54.3)	3,623	(36.6)	－	－
	2	8,896	742	(8.3)	4,433	(49.8)	3,721	(41.8)	－	－
	5	8,274	709	(8.6)	3,957	(47.8)	3,608	(43.6)	－	－
	6	8,064	677	(8.4)	3,797	(47.1)	3,590	(44.5)	－	－
	7	7,903	631	(8.0)	3,738	(47.3)	3,534	(44.7)	－	－

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
御宿町	22	8,101	667	(8.2)	4,234	(52.3)	3,200	(39.5)	—	—
	27	7,818	547	(7.0)	3,657	(46.8)	3,614	(46.2)	—	—
	2	7,360	473	(6.4)	3,154	(42.9)	3,733	(50.7)	—	—
	5	7,070	421	(6.0)	2,972	(42.0)	3,677	(52.0)	—	—
	6	6,961	383	(5.5)	2,636	(42.2)	3,642	(52.3)	—	—
	7	6,847	367	(5.4)	2,863	(41.8)	3,617	(52.8)	—	—
県総数	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	—	—
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—
	2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—
	7	6,309,101	694,179	(11.0)	3,873,193	(61.4)	1,741,729	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（令和7年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和7年4月1日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	64,248	870	1,414	1,731	2,002	1,817	1,514	1,572	2,000	2,781	3,249	3,970	3,824	4,039	4,668	5,542	5,924	4,360	2,818	1,595	575	80
男	31,645	425	759	866	1,055	1,046	856	861	1,047	1,497	1,682	2,093	1,909	2,031	2,415	2,736	2,891	1,929	1,049	471	122	5
女	32,603	445	655	865	947	771	658	711	953	1,284	1,567	1,877	1,915	2,008	2,253	2,806	3,033	2,431	1,769	1,124	453	75
勝浦市 総数	15,030	202	309	381	606	602	378	389	467	671	748	994	1,040	1,133	1,287	1,581	1,617	1,201	770	467	156	31
男	7,500	95	157	186	338	382	226	222	264	367	390	553	520	566	693	779	790	523	272	143	32	2
女	7,530	107	152	195	268	220	152	167	203	304	358	441	520	567	594	802	827	678	498	324	124	29
いすみ市 総数	34,468	606	968	1,182	1,225	1,064	983	1,017	1,344	1,843	2,113	2,516	2,325	2,447	2,802	3,221	3,357	2,518	1,651	919	333	34
男	16,940	296	533	597	640	585	542	546	690	997	1,100	1,302	1,169	1,230	1,433	1,582	1,632	1,121	607	262	75	1
女	17,528	310	435	585	585	479	441	471	654	846	1,013	1,214	1,156	1,217	1,369	1,639	1,725	1,397	1,044	657	258	33
大多喜町 総数	7,903	117	196	318	315	223	215	226	275	405	459	486	533	601	691	846	754	514	381	226	103	19
男	3,900	62	102	144	166	119	116	124	156	211	228	279	252	308	354	423	398	231	127	76	19	5
女	4,003	55	94	174	149	104	99	102	119	194	231	207	281	293	337	423	356	283	254	150	84	14
御宿町 総数	6,847	62	137	168	171	151	153	166	189	267	388	460	459	459	579	740	950	641	397	209	86	15
男	3,305	34	69	83	77	79	88	93	93	133	192	238	220	235	289	375	469	285	170	66	15	2
女	3,542	28	68	85	94	72	65	73	96	134	196	222	239	224	290	365	481	356	227	143	71	13
千葉県 総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和 7 年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		毎月第 3 木曜日	13 : 30～15 : 00	予約制
DV 相談、困難な問題を抱える女性のための相談		電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 毎週木曜日（原則予約）	9 : 00～17 : 00	専用電話 0470-73-0801
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月曜日～金曜日	9 : 00～17 : 00	専用電話 0470-73-4630
H I V 相談・検査	即日検査	毎月第 2 木曜日 第 4 火曜日	13 : 00～14 : 00	予約制 無料匿名
	夜間検査	—	—	
肝炎ウイルス検査 (B 型・C 型)		毎月第 2 木曜日 第 4 火曜日	13 : 00～14 : 00	予約制 無料匿名
腸内細菌検査		毎月第 2、第 3、 第 4 火曜日 (休前日・休前々日は除く)	9 : 00～11 : 00	有料
難病相談		月曜日～金曜日	9 : 00～17 : 00	
家庭児童相談		月曜日～金曜日	9 : 00～17 : 00	
結核管理・ 接触者健康診断		随時	随時	対象者に通知

※実施日は、休日及び年末年始は除く

5 各種委員会

(1) 夷隅健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表5－(1) 運営協議会委員名簿（令和8年3月31日現在）（順不同・敬称略）

現 職 名	氏 名
県議会議員	小 高 伸 太
勝 浦 市 長	照 川 由美子
いすみ市長	小 路 正 和
大多喜町長	平 林 昇
御 宿 町 長	原 宏
夷隅医師会長	塩 田 吉 宣
夷隅郡市歯科医師会地域障がい福祉委員会 委員長	片 倉 政 子
外房薬剤師会 理事	石 井 昌 宏
千葉県看護協会長夷地区部会夷隅地区代表	宮 嶋 里 美
夷隅郡市小中学校校長会	加 藤 千恵子
夷隅保健所管内食品衛生協会 副会長	久 我 司
夷隅郡市栄養士会長	大 野 治 子
千葉県美容業生活衛生同業組合夷隅支部 副支部長	平 山 禮 子
大多喜町社会福祉協議会 事務局長	永 嶋 耕 一
御宿町民生委員児童委員協議会 会計	高 倉 久 香
いすみ市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	藤 平 美 佳
日本赤十字社千葉県支部勝浦市奉仕団 副委員長	吉 田 幸 子
大多喜町赤十字奉仕団 委員長	志 関 二三代
千葉県保育協議会 夷隅支会長	寺 嶋 千佳子

(2) 夷隅保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

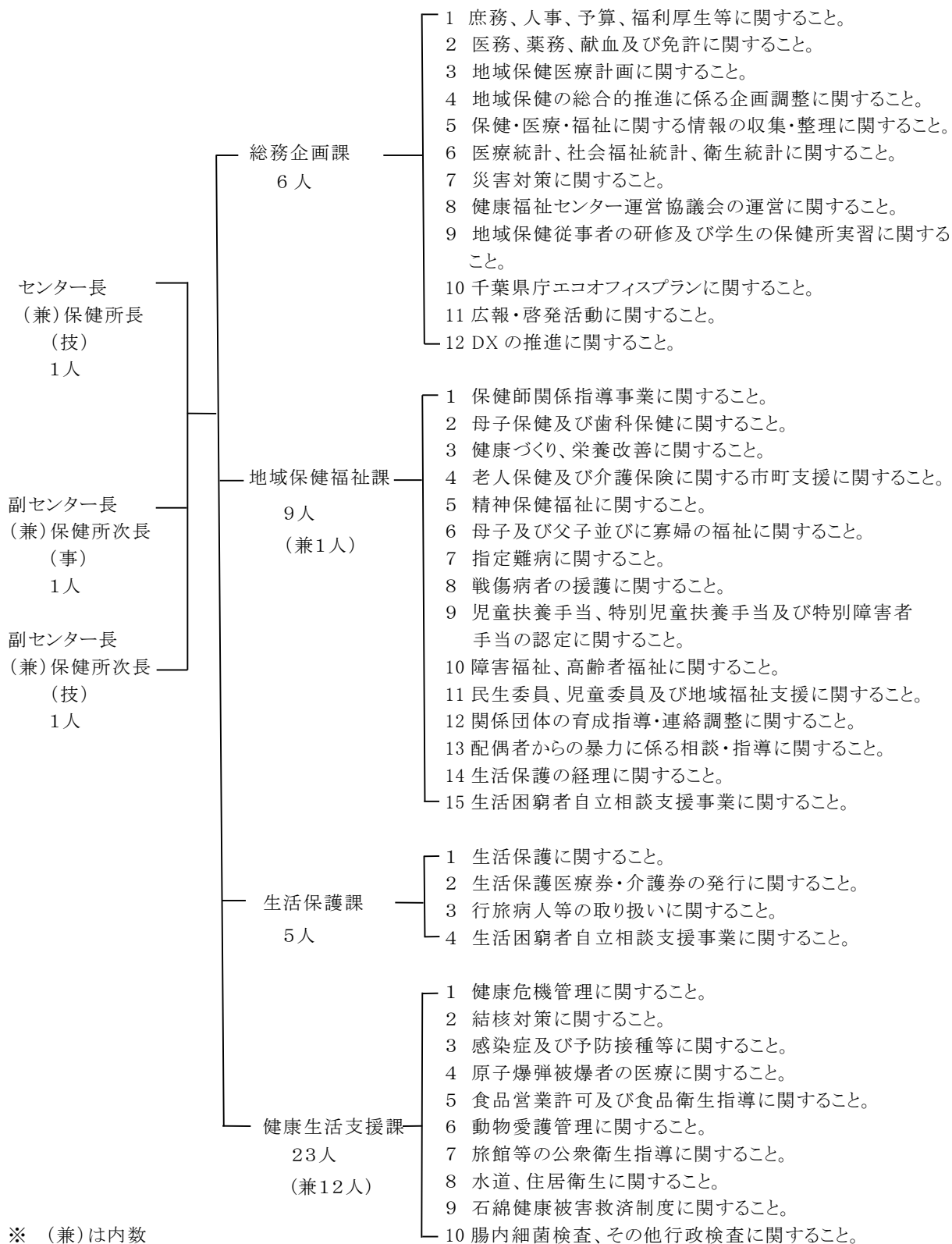
表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和8年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
いすみ医療センター 病院長	伴 俊 明
越後貫医院 院長	越後貫 聖
亀田総合病院 感染症科部長	大 澤 良 介
高浦司法書士事務所 所長	高 浦 伸 芳
人権擁護委員	栗 山 富久江

6 機構及び事務内容

令和7年5月1日現在



※ (兼)は内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和7年5月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務企画課	地域保健福祉課 【課長】	生活保護課 【課長】	健康生活支援課 【課長】	計
合 計	1	2	6	9 【1】 (1)	5 【1】	23 【1】 (12)	46 【3】 (13)
医 師	1	-	-	-	-	-	1
事 務	-	1	4	3 (1)	5 【1】	-	13 【1】 (1)
薬剤師	-	-	2	-	-	3 (1)	5 (1)
獣医師	-	-	-	-	-	6 【1】 (3)	6 【1】 (3)
保健師	-	1	-	3	-	4	8
診療放射線技師	-	-	-	-	-	-	-
臨床検査技師	-	-	-	-	-	7 (6)	7 (6)
管理栄養士	-	-	-	2 【1】	-	-	2 【1】
精神保健福祉士	-	-	-	1	-	-	1
その他の技術職員	-	-	-	-	-	3 (2)	3 (2)
食品衛生監視員（再掲）	1	-	-	-	-	10 【1】 (5)	11 【1】 (5)
環境衛生監視員（再掲）	1	-	-	-	-	6 【1】	7 【1】

(注)・技術職員の内訳は、主たる職種。

また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。